大阪府	阪南港	大阪税関堺税関支署岸和田出張所	岸和田市	貝塚市	○・四六五八
			泉佐野市	泉北郡忠岡町	○・○五八○
					○・四七六二
					○・○○○○
	阪神港	大阪税関堺税関支署	堺市	泉大津市	○・六四七二
				高石市	○・一四八七
					○・二○四一
		神戸税関尼崎税関支署	尼崎市	西宮市	○・八六七○
					○・一三三○
兵庫県	姫路港	神戸税関姫路税関支署	姫路市	たつの市	○・九九六○
					○・○○四○
	東播磨港	神戸税関姫路税関支署東播磨出張所	明石市	加古川市	○・○○○○
				高砂市	○・七五六二
				加古郡播磨町	○・○一八七
					○・二二五一
和歌山県	和歌山下津港	大阪税関和歌山税関支署下津出張所	海南市	有田市	○・六○六六
					○・三九三四
鳥取県	境港	神戸税関境税関支署	境港市	松江市	○・九四○八
島根県					○・○五九二
岡山県	福山港	神戸税関福山税関支署	笠岡市	福山市	○・○三○二
					○・九六九八
広島県	尾道糸崎港	神戸税関福山税関支署尾道糸崎出張所	三原市	尾道市	○・○七六二
				福山市	○・四九八五
					○・四二五三
	広島港	神戸税関広島税関支署	広島市	廿日市市	○・八八八七
				安芸郡海田町	○・○四四八
				安芸郡坂町	○・○○六四
					○・○六○一
山口県	岩国港	門司税関岩国税関支署	岩国市	玖珂郡和木町	○・七五○○
					○・二五○○
	平生港	門司税関徳山税関支署平生出張所	熊毛郡田布施町	熊毛郡平生町	○・一○○○
					○・九○○○
	宇部港	門司税関宇部税関支署	宇部市	山陽小野田市	○・七二六八
					○・二七三二

徳島県	徳島小松島港	神戸税関小松島税関支署	徳島市	小松島市	○・○五二二
					○・九四七八
沖縄県	那覇港	沖縄地区税関	那覇市	浦添市	○・九八八七
					○・○一一三
	金武中城港		南城市		○・○○○○
			中頭郡中城村		○・○七四八
			中頭郡西原町		○・九二五二
		沖縄地区税関沖縄税関支署	うるま市		○・七七五四
			沖縄市		○・○三○○
			国頭郡金武町		○・一九四六

○財務省告示第一号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省令第一号）第九条の二第二項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣及び財務大臣が定める規定を定める件（平成十六年三月総務省財務省告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月十九日

総務大臣　山本　早苗
財務大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明

本則に次の一号を加える。

八　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約第二十一条のA1、3、5及び6

附　則

この告示は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書（平成二十六年条約第十五号）が日本国について効力を生ずる日から施行する。

○外務省告示第三百十二号

平成二十五年十二月五日にストックホルムで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書について、スウェーデン政府は、同議定書の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行い、我が国政府はこれを平成二十六年六月二十三日に受領した。我が国政府は、平成二十六年九月十二日に同議定書の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行い、スウェーデン政府はこれを同日に受領した。よって、同議定書は、その第二十条1の規定に従い、平成二十六年十月十二日に効力を生ずる。

平成二十六年九月十九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百十三号

平成二十六年九月十二日にストックホルムで、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書によって改正される条約に関する次の書簡の交換がスウェーデン政府との間に行われた。

平成二十六年九月十九日

外務大臣　岸田　文雄